

議案第 64 号

損害賠償請求事件に係る和解について

次のとおり損害賠償請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 22 日

鳥取県知事 平井伸治

1 和解の相手方

甲 岡山県赤磐市 個人

乙 岡山県赤磐市 個人

丙 岡山県赤磐市 個人

2 和解の趣旨

(1) 県は、解決金合計 650,000 円を和解の相手方甲、乙及び丙に支払うものとすること。

(2) 和解の相手方甲、乙及び丙は、その余の請求をいずれも放棄するものとすること。

(3) 県並びに和解の相手方甲、乙及び丙は、県と和解の相手方甲、乙及び丙との間には、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認するものとすること。

(4) 訴訟費用は各自の負担とするものとすること。

3 事件の概要

平成25年7月15日、東伯郡三朝町大字木地山地内で、和解の相手方甲、乙及び丙が一般国道179号を小型乗用自動車で走行中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲、乙及び丙が負傷したことが、法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵に起因するものとして、和解の相手方甲、乙及び丙が、2,192,275円の支払いを求める訴えを提起したものである。

4 和解の理由

鳥取地方裁判所から和解勧告があり、県の主張について一定程度理解を示された内容であることから、これに応じようとするものである。